

○静岡県警察職場教養に関する訓令

(平成6年6月9日静岡県警察本部訓令第18号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察教養規則（平成13年県公委規則第16号）第5条に基づき、静岡県警察における職場教養に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 本部教養

(本部教養)

第2条 本部教養とは、県本部が、職員に対して実施する教育訓練をいう。

- 2 課長等は、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）に規定する資料配布等のほか、巡回指導その他適切な方法により、本部教養を実施するものとする。
- 3 前項の巡回指導は、各所属からの要請によるほか、必要に応じて行うものとする。
- 4 課長等は、必要な都度、考査等の方法により教養効果を測定するものとする。

(部課長等の責務)

第3条 警務部長及び教養課長は、部課長等と連携して本部教養計画を立案し実施することにより、本部教養の徹底に努めなければならない。

- 2 部課長等は、所掌事務に係る職員の職務遂行能力を向上させるため、本部教養が効果的に実施されるように配意しなければならない。

第3章 所属教養

(所属教養)

第4条 所属教養とは、各所属が、自所属の職員に対して実施する教育訓練をいう。

- 2 所属長は、警察教養細則に規定する個人指導等のほか、次に掲げる所属教養を実施するものとする。

(1) 実務教養

職員に対し、実務に係る専門的な知識及び実践的な技能を習得させるために行う教養をいう。

(2) 幹部教養

幹部（職務上、職員を管理し、又は監督する地位にある者をいう。）に対し、部下の指導育成に必要な知識・技能を習得させるために行う教養をいう。

(3) 全員教養

全署員に対し、豊かな倫理観を養い、適正な職務執行に必要な知識及び技能を習得させるために行う教養をいう。

(4) 新配置職員教養

新たに配置された職員に対し、当該部署の職員として必要である基礎的な知識・技能を習得させるために行う教養をいう。

(5) 若手職員教養

採用後5年未満の職員に対し、当該職員の実務経験の不足を補うために行う教養をいう。

(6) リカバリー教養

職員に対し、職務執行における失敗に対する適切な対処方法を習得させるために行う教養をいう。

(7) 補充教養

教養を受けなかった者又は教養の習得状況が不十分な職員に対し行う教養をいう。

3 所属長は、前項に掲げる教養のうち、全員教養にあつては、毎月1回以上定期的に職員を招集して実施し、その他の教養にあつては、必要な都度、実施するものとする。

4 所属長は、必要な都度、考査等の方法により、教養効果を測定するものとする。
(所属長の責務)

第5条 所属長は、県本部が定める教養重点目標及び推進項目に基づき、年間の所属教養実施計画を策定し、実態に即した適切な所属教養を行うとともに、常に教養内容の改善及び工夫に配慮し、教養効果の向上に努めなければならない。
(教養担当者)

第6条 所属に教養担当者を置くものとし、次席等をもって充てるものとする。

2 教養担当者は、所属の実態に応じた効果的な所属教養が実施されるように努めなければならない。
(教養実施結果の報告等)

第7条 所属長は、所属教養を実施した場合、その状況を明らかにしておくものとする。

2 所属長は、実施した所属教養について、教養効果が高く、他所属の参考となると認められる場合には、その都度、本部長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(既存訓令の廃止)

2 静岡県警察一般教養に関する訓令（昭和43年県本部訓令第6号）は、廃止する。

附 則(平成13年9月21日県本部訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年11月17日県本部訓令第55号)

この訓令は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 23 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。